持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年11月27日施行）

国土交通省

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

○地方公共団体による**「地域公共交通計画」（マスタープラン）**の作成
- 地方公共団体による**地域公共交通計画（マスタープラン）**の作成を**努力義務化**
  ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進（作成経費を補助 ※予算関連）
- 従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け**
  ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応
  （情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）
- 定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等
  ⇒データに基づくPDCAを強化

○地域における協議の促進
- **乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
- 通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**

地域公共交通網形成計画（H26改正）
（市町村又は都道府県（市町村と共同）が作成）
まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成の促進

地域公共交通計画（今回改正後）
（市町村又は都道府県（市町村と共同）が作成）
まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成 ＋ 地域における輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域公共交通網形成計画の策定状況

現行の目標（2020年度末500件）は達成

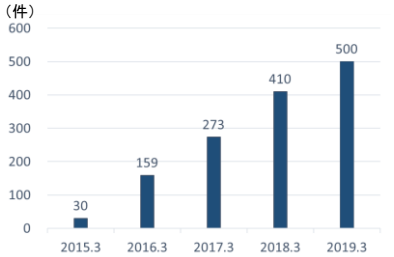

地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

○路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定**し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する**「地域旅客運送サービス継続事業」を創設**

⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

実施方針に定めるメニュー例
① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（縮小・変更含む）
② コミュニティバスによる継続
③ デマンド交通（タクシー車両による乗合運送（区域運行））による継続
④ タクシー（乗用事業）による継続
⑤ 自家用有償旅客運送による継続
⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

○過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒**運送の安全性を向上**させつつ、**実施を円滑化**

○地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化
⇒インバウンドを含む**観光ニーズへも対応**

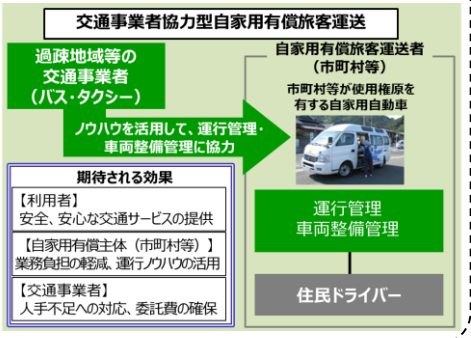

貨客混載に係る手続の円滑化

○鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う**「貨客運送効率化事業」を創設**
⇒旅客・貨物運送サービスの**生産性向上を促進**

貨客混載

既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

○【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難

○【改正案】**「地域公共交通利便増進事業」を創設**
⇒路線の効率化のほか、**「等間隔運行」**や**「定額制乗り放題運賃」「乗継ぎ割引運賃（通し運賃）」**等のサービス改善を促進
併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**

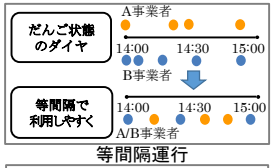

等間隔運行

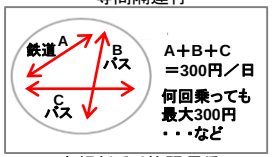

定額制乗り放題運賃

MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

※MaaS：Mobility as a Service

○**MaaS**に参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画**の**認定制度を創設**
⇒交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**

○**MaaS**のための**協議会制度を創設**
⇒参加する**幅広い関係者の協議・連携を促進**

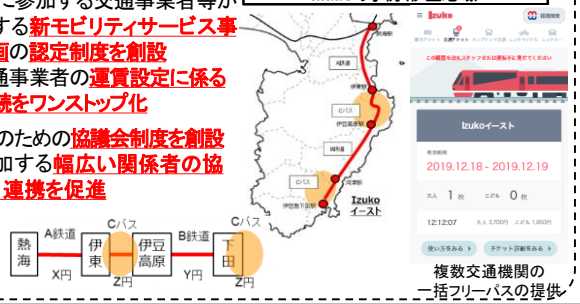

交通インフラに対する支援の充実 【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

○鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加（※予算関連）
- 地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備**
  ⇒交通ネットワークを充実
- 物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点**（トラックターミナル等）**の整備**
  ⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進

鉄道インフラ

物流拠点